

## 自衛隊の国民監視差止・賠償請求控訴審

### 原告勝訴判決の確定にあたっての声明

自衛隊の国民監視差止・賠償請求訴訟について、仙台高等裁判所は、2016年2月2日、原告91名中1名に対する慰謝料の支払いを被告国に命ずる判決を言い渡したが、国の上告断念により、本日、原告勝訴判決が確定した。

国の上告断念は、自衛隊自身が国民のプライバシー侵害という違法行為を行っていたことを認めたものであり、国民の基本的な人権擁護の重要な成果である。

国は敗訴判決が確定したことを厳粛に受け止め、原告に対して真摯に謝罪するとともに、同人に対する監視行為の実態を明らかにし、自衛隊が収集し保存している情報を全て削除すべきである。

さらに、自衛隊の国民監視が違法であることが明らかになったことを踏まえ、平和運動・護憲運動をはじめとする国民の表現活動に対する監視を直ちに中止することを求める。

私たちは、本日の勝訴判決確定を力に、最高裁での勝利も勝ちとり、国民の人権活動が違憲・違法に抑圧されることのない、平和で自由な社会を実現するため引き続き全力をあげるものである。

2016年（平成28年）2月17日

自衛隊の国民監視差止訴訟原告団

自衛隊の国民監視差止訴訟弁護団

自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会